

(様式 5)

「秋田大学研究者海外派遣事業」帰国報告書

平成 27 年 10 月 26 日

所属・職名：教育文化学部・准教授

氏名：佐藤 猛

派遣期間：平成 27 年 3 月 1 日～平成 27 年 9 月 13 日

派遣研究機関名：英文 University of Angers

：和文 アンジェ大学

研究課題：15 世紀後半アンジュー慣習法の改訂・編纂過程に関する研究—公ルネ・司法役人・実務家衆—

○研究概要（2000 字程度）

【目的】

本研究は、中世末期フランス王国の多元的構造の一角を担った諸侯国の中から、アンジュー公の領国（現在のメヌ＝エ＝ロワール県、マイエンヌ県、サルト県）を対象に、慣習法の編纂とそれが運用された諸侯法廷に関する歴史資料（当時の人々や機関が残した痕跡、以下「史料」）の収集を目的とした。これらの史料は大半が未刊行であり、刊行されていたとしても古く、地方の出版のため、日本の大学図書館やインターネットを通じての入手はほぼ不可能である。現地を訪れたとしても、1～2 週間の出張ではその発見すら難しい。

【方法】

1. 現地歴史研究者との交流

アンジェ大学人文学部において、中世末期アンジューの司法制度史を専門とするイザベル・マチュ准教授と定期的に会い、アンジュー公国史の動向ともに手書史料の収集と解読の方法、特に 1450 年代に慣習法の編纂作業を担った公役人の古文書の伝来状況と、訴訟記録に記された中世フランス語の法律用語について助言をいただいた。

2. 県文書館の利用

大部分の研究活動は、中世アンジュー公国の首府アンジェにあるメヌ＝エ＝ロワール県文書館で進めた。そこには、様々な経緯から同県に伝わるあらゆる歴史資料が保管されている。それは中世初期以来、公私問わず多様な証明力をもつ文書類、地元

(様式 5)

貴族や教会の記録類、作家や芸術家による文字・非文字の資料、研究文献に及ぶ。大学内外の研究者の研究拠点でもあるこの文書館に通い、現地でしか閲覧することができない関係史料を、その残存状況から調べ、収集し、一部の解読を試みた。

【史料収集の内容と成果】

1. 残存・伝来状況の調査

収集したい史料を閲覧するには、それが文書館に所蔵されているか否か、所蔵されている場合には、当該史料が属す系列と請求番号を把握し、文書館に請求することとなる。文書館では、文書の系列ごとに大部の目録が作成され、そこには一点一点の史料に請求番号が付されるとともに、番号順に史料の年代、寸法、分量、内容に即した類型などが記されている。上記の研究課題に即して、A君主文書、B行政文書、E世俗文書、G在俗教会文書、H修道院文書の目録を順次、調査した。収集したい史料が見つければ、すぐに請求、閲覧、撮影し、再び目録に戻り、次の史料を探すという作業を繰り返した。

2. 発見と収集

おおよそ歴史研究においては、研究課題に関連する史料の残存量は予想よりも少なく、それにより時に課題自体の変更を迫られる。滞在期間においては、史料を取り巻く様々な伝来状況を明らかにしながら、以下の史料を収集することができた。

(1) アンジュー慣習法の編纂事業

慣習法の公式編纂が断続的に行われた15世紀、アンジュー公の発給文書のオリジナルは大半が失われているが、会計院という会計監査機関が断続的に写しを取っていた。その記録集は現在、県文書館とともにパリの国立文書館においてマイクロフィルムの形で閲覧できる。慣習法編纂関連の諸文書もそこに伝わり、大半は19世紀後半に刊行されている。ただ、1463年改訂に最初に言及したルネ公の会計院宛書簡が未刊行であり、マイクロフィルムからの複製を依頼し、その場で講読した。

また、最終的には1508年まで改訂を重ねた慣習法テキストについては、複数の写本が県文書館内外に伝わり、アンジェ市立図書館所蔵の1463年改訂版、パリ国立文書館所蔵の1508年改訂版の写本は入手済みだった。今回は、1725年出版のため入手困難だった、ポケ・ド・ラ・リヴォニエール（当時アンジェの国王裁判官）著の解説付き慣習法テキストを請求し、その場で撮影、講読した。

一方、編纂事業の担い手については、1463年改訂において主要な役割を担い、公布時にテキストを朗読したジャン・ブルレの古文書が伝わるだけだった。土地購入証、息子への覚書など数点を請求し、撮影した。

(2) アンジュー公法廷の組織と機能について

王や諸侯の法廷に由来する史料（判決、裁判記録、調書など）は、フランスの文

(様式 5)

書館においては通常、B系列：行政に伝わる。これに対して、中世アンジュー公国の場合は残存史料の少なさのためか、また当地が1481年に王領併合された際に文書類が国王諸機関に移管されたためか、15世紀以前の法廷関連史料はB系列には伝わっていない。一方、目録調査を進めてひと月がたった頃、巡回裁判集会というアンジュー公の地元の基幹的な裁判機関の訴訟記録が、当事者となった人物の家門や教会ごとに少数ながら伝わり、E世俗貴族、G在俗聖職者、H修道院に散在していることを発見した。それらは一点10mを超える羊皮紙に記され、巻物の形で伝わる(写真①)。この史料は、従来のアンジュー公国史研究において取り上げられてこなかったが、慣習法の運用実態の解明にとって不可欠である。この史料群の発見は滞在中の最大の成果であり、20点強の巻物を収集することができた。



写真①

1408-1409年アンジェ巡回裁判集会の「訴訟記録」の外観 (Archives départementales de Maine-et-Loire, Série, E 1459 所蔵)

3. 解読

本研究の主目的は史料の「収集」であり、「解読」と「分析」はデジカメデータを用いて帰国後に行なう計画であった。収集した史料の大半は手書きであり、その文字(中世フランス語)は年代や書き手の癖によって多様な姿を取るため、解読には膨大な時間がかかるためである。また、文字の解読は日本でも行うことができ、デジカメデータであれば文字を拡大することもできる。しかし、県文書館には日常的に大学内外の歴史研究者が通うこと、また日本の大学では西洋中世史の手書史料を扱う講座がないことなどを考えると、今回の滞在は手書史料の解読方法を学ぶ又とない機会でもあった。

この機会を利用して、現地で古文書の解読まで進めるべきかと悩みながら、前述の巡回裁判集会の訴訟記録の発見をマチュ准教授に伝えたところ、自身もすぐ来館され巻物を手に取るとともに、同大学の元教授ジャック・マイヤール先生を紹介された。現在、文書館



写真②

1408-1409年アンジェ巡回裁判集会の「訴訟記録」を紐解いた1部、全長約11メートルに及ぶ、(A. D. M. L., Série, E 1459 所蔵)

(様式 5)

発行の学術雑誌の編集長を務める先生とは、以後約一ヶ月間にわたり、訴訟記録のうちで最も分量の多い巻物1点を一緒に読んでいただいた(写真②)。その後は、新たな史料を請求した際には、最初の1枚(羊皮紙1フォリオ)のみは文字を解読し、転記した文字や用語の意味をPCに書き込み、2枚目以降についてはデジカメ撮影のみを行った。日本では西洋中世の手書史料を扱う講座がないだけでなく、歴史研究は個人の仕事とされているのに対して、小さいとはいえ、歴史学上の発見を著名な歴史家とともに一字一句、共に読み解くという有意義な時間を送ることができた。

○研究期間全般にわたる感想

1. 「歴史(学)」について

研究活動の大半の時間を過ごしたフランス、メヌ＝エ＝ロワール県文書館には(写真③)、アンジェ大学内外の研究者だけでなく、高等学校の歴史教員や退職後の一般市民が来館していた。歴史教員は授業の準備のために文書館所蔵の関係史料を閲覧し、自らが教える題材についてより深い理解を目指す。一般市民の関心はより多様で、自身の祖先が戦死した世界大戦期の事件について研究書を閲覧しながら詳細に調べる者、出身の村で100年前に起きた事件について古い新聞を閲覧する者、市町村レベルの役所に由来する資料を閲覧しながら自らの祖先がどこから来たのかを辿る者、様々であった(写真④)。

秋田市にも県立図書館内に秋田県公文書館という、フランスの文書館と同様の機能の機関があるが、しかし、その利用はいわゆる歴史研究者に限られている。日本の場合はフランスに比べて、私的な文書や寺院に伝わる文書が公文書館に移管されていないという技術的な違いはあるものの、少なくともフランスにおいては、自らの地元の歴史と現在の自分との距離は日本人のそれよりも近いように感じた。

その是非はともかく、現在の自分と自



写真③：メヌ＝エ＝ロワール県文書館の外観
(アンジェ駅の裏手、商業外から離れた場所に位置する)



写真④：メヌ＝エ＝ロワール県文書館の閲覧室

(様式 5)

国であれ外国であれ、その歴史との距離感の違いという文化的背景の違いへの認識を、今後、研究対象を絞っていく上でも、またその成果を記述していく上でも、忘れてはならないと感じた。

2. 本事業について

本事業の申請書類を準備する時、そしてフランスに渡航する時、半年間のアンジェ派遣中においては、“現地でしかできない”ことは何かを繰り返し考えた。結果、研究目的を現地歴史研究者との交流・議論を背景に、県文書館における史料の「収集」に絞り、日本でもできる史料の「解説」「分析」は最小限に抑えた。くわえて、県文書館、



写真⑤：プレシ=マセ城砦（15世紀末、ルイ11王が西方のブルターニュ公領監視のために作らせた城砦。アンジェ市から車で約1時間半、公共交通機関では行くのが難しい。）

市立図書館、大学が閉鎖する土日やヴァカンス期には、できるだけアンジェ市内外の遺跡を訪れるとともに（一例として写真⑤）、とくに遺跡がない場所でも、友人に車を出してもらい、隣の街や県に出かけた。その目的は、日本に居ては不可能な、アンジェ付近を歩き来するための距離感を体感するためである。距離感とは、過去の人々の移動時間やその間の出来事、文書・書簡が伝える情報の伝達時間を把握するうえで重要となる。

渡航後、それ以前の通常の勤務時間とは比べものにならない程、多くの時間を自らの研究とそれに関する思考に割けていると感じるなかで、本事業はこのよ

うな“現地でしかできない”研究活動を遂行するための事業であらねばならないと、改めて感じた。例えば、私の場合では、今回そのデジカメデータを持ち帰った古文書は、フランス・アンジェ市にあるメヌール＝ロワール県の県文書館でしか閲覧、収集することができない。同じフランスでも、パリでは不可能である。

このように考えるならば、本事業への申請理由として、「～の研究については、○大学に第一人者の△△教授がいるので、○○に滞在する」という理由だけでは弱いと思われる。共同研究であれ、個人研究であれ、実際の研究作業は個人で行い、そこに専門家がいて時折アドバイスをもらえるに越したことはない。しかし、それよりも「～の研究」に必要な「○○という文献資料は***大学にしかない」、あるいは「●●という機材が***研究所にしかない」というように、研究を進めていく上での具体的な作業に即した人的ないし技術的な理由の存在が、申請の際には不可欠であろう。これまで本事業の報告をいくつか聞いたり、読んだりする機会があったが、その研究

(様式 5)

であれば日本にいても可能ではないか、あるいはなぜ英米ではなく▼▼という国に行くのかという疑問を持たざるを得ない報告もあった。また本事業の報告会において、実際にそのような質問の場にも居合わせることもあった。

本事業には多くの予算が投下されていること、そして申請が採択されれば、授業については特定期間に一年分のすべての担当授業を行うとしても、派遣期間の校務が免除されることなどを考えるならば、申請段階で、派遣先については、その特徴や沿革などではなく、その選定理由、なぜそこでなければならぬのかについての欄を新たに設け、そこを厳しく審査しなければならないと感じた次第である。

本事業中に感じたことを述べたが、採択していただいたおかげで、現在その政治構造と法のあり方を研究している中世末期アンジュー公国の中心都市アンジェに半年間滞在することができた結果、史料収集という目的をおおむね達成することができた。くわえて、当初計画には入っていなかった手書きの古文書の解読を、信頼できる現地の歴史家の助言のもとに進めることができ、さらに今後この分野の研究を進めるために必要なレファレンス資料類について、多数の情報を得ることができた。

関係各位に心より御礼を申し上げたい。